

## ＜雇用保険手続きについて＞

### ○雇用保険について○

労働者が失業した時や、育児・介護等で就業できなくなった場合に給付される保険です。また、労働者の能力向上をサポートする助成金制度や定年退職後に再雇用された高齢者に対する給付制度などもあります。

#### ○加入条件○

- ・1週間の所定労働時間が20時間以上。
- ・31日以上雇用見込みがある。

※上記2つの条件を満たす場合、雇用保険に加入することができます。

#### ○加入対象外○

- ・事業主
- ・事業主と同居している親族
- ・法人役員、昼間学生等
- ・1週間の所定労働時間が20時間未満の場合

※例外もありますので、迷った場合はご相談ください。

### ○雇用保険加入者を雇用したら○

＜用意する書類＞

- ①入社報告書
- ②マイナンバー提供依頼書
- ③雇用保険被保険番号の控え

【外国人の場合】

- ・在留カードのコピーが必要です！

雇用保険加入者を雇ったら、速やかにご用意した書類を一宮商工会議所まで、郵送、メールもしくはFAX等でご提出ください。

場合によっては、追加書類をお願いすることもあります。

### ○雇用保険加入者が退職したら○

＜用意する書類＞

- ①退社報告書
- ②マイナンバー提供依頼書

＜離職票発行希望の場合＞

- ③退職届
- ④出勤簿 or タイムカードのコピー 1年分
- ⑤賃金台帳 or 給料明細 1年分

【外国人の場合】

- ・在留カードのコピーが必要！

雇用保険加入者が退職したら、速やかにご用意した書類を一宮商工会議所まで、郵送、メールもしくはFAX等でご提出ください。

離職票をご希望の場合は、退職理由のわかるもの（退職届、労働契約書等）をご提出ください。

場合によっては、追加書類をお願いすることもあります。

その際はご協力をお願い致します。

- ※ ご提出いただいた書類をもとに、こちらで雇用保険の取得・喪失の手続きを代行いたします。
- ※ 入社・退社の手続きは、いずれもマイナンバーの提出が義務付けられました。  
入退社報告書をご提出の際は、必ず **個人番号提供依頼書** のご提出もお願いいたします。

### ○雇用保険料の徴収について○

雇用保険料は【事業主が負担する分】と【従業員が負担する分】があります。

○令和8年4月1日～令和9年3月31日○

	雇用保険料率	事業主負担	労働者負担
一般事業所	13.5/1,000	8.5/1,000	5/1,000
建設事業所	16.5/1,000	10.5/1,000	6/1,000

従業員に支払う給料の総支給額から、従業員負担分を徴収してください。

【例一般事業所で総支給額 200,000円の場合、 $200,000円 \times 5/1000 = 1,000円$ 】

なにかご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください！

労働保険事務組合 一宮商工会議所 担当者

〒491-0858 一宮市栄4-6-8

TEL:0586-72-4611 FAX:0586-72-4411

mail : rouho@ichinomiya-cci.or.jp